

SMS-PC 保守契約書

お客様と株式会社エスエムエス（以下、「弊社」といいます。）は、弊社がお客様に提供する統合型産業廃棄物業務パッケージソフトウェア SMS 産廃ソフトウェアの年間保守サービス（以下、「SMS-PC 保守契約」）に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 契約の成立

本契約は、弊社が発行した SMS-PC 保守契約受託証明書をお客様が受領し、かつ弊社にてお客様より保守料金の入金を確認した時点で、本契約は成立するものとします。

第2条 保守契約の対象

本契約が対象となるのは、SMS-PC 保守契約受託証明書に記載されている商品が対象となります。

第3条 保守サービスの内容

契約期間中に本契約で提供される本サービスは、以下の通りである。

1. ご契約製品がバージョンアップした場合の製品無償提供。
ただし弊社の都合により商品体系が変更された場合には、新たな商品体系に基づき、新製品ご購入いただく必要が生じる場合がございます。
2. ご契約製品が対応するマニフェスト用紙の印字フォーマットに変更があった場合の無償対応。
3. 本製品のインストール及び使い方の操作説明。

第4条 保守契約サービスの除外事項

契約期間中に当該製品についてカスタマイズを実施された場合、その製品および当該カスタマイズ部分については、本契約の保守サービスは対象外とします。

第5条 契約期間と更新

1. 本契約の期間は、SMS-PC 保守契約受託証明書に記載された期間とします。
2. 本契約の更新に際しては、契約期間満了前に弊社より、更新に関するご案内をします。
（販売店経由の場合は販売店へご案内）その案内に従って契約期間満了前に更新手続きを行い更新契約料の料金をお支払いいただくことで、契約を更新するものとします。
期間内に更新手続きを行われなかった場合は、契約満了をもって終了となります。

第6条 保守契約料金

保守契約の料金は、弊社または販売店が発行する見積書または注文書に基づき、請求書に記載された金額とします。

第7条 解約

本契約の SMS-PC 保守契約のサービスについては、ご購入または申し込み後のキャンセルおよび契約期間中の途中解約はお受けできません。また、お客様が契約の解除、解約をされた場合であっても、既にお支払いいただいた料金(消費税含む)はご返金いたしかねます。

第8条 免責事項

本契約に基づき保守サービスの利用によって発生したいかなる損害についても、弊社は一切の責任を負いません。

ただし、都道府県別年次報告書作成システムの SMS-PC 保守契約において、各自治体の報告要綱に変更があった場合には速やかに対応いたします。

なお、変更の規模によっては、修正が契約期間内に完了しない場合もあり、その場合は翌年の報告書提出期限をもって対応いたします。

第9条 機密保持

お客様と弊社は、本契約の保守サポートの履行に関連して知り得た業務上の秘密、本サポート事項、その他の機密を第三者に漏洩しないものといたします。

第10条 譲渡の禁止

お客様は、本契約に基づく保守サービスを受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

第11条 協議事項

本契約の定めのない事項、または本契約の各条項に関し疑義が生じた場合は、お客様および弊社は誠意をもって協議し、円滑な解決を図るものとします。

第12条 合意管轄

本契約に関して、お客様と弊社間において訴訟の必要が生じたときは、弊社所在地を管轄する地方裁判所をもって合意管轄裁判所とします。